(学校教育指導方針 P.39)

別添 1 参照



努

力

事

項

自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進

1 一人一人の障害の状態等 に応じた適切な指導や必要な 支援の充実

- 全教職員の取組による特別支援教育の充実
- 園長のリーダーシップを発揮した園内支援体制の強化
- 園内委員会の再点検及び機能強化(特別な教育的支援を必要とする幼児の把握及び対応策の検討)
- 特別支援教育巡回相談の効果的な活用や外部専門家との連携
- 全教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る研修の充実
- 幼児教育施設における指導・支援の充実
- 全ての幼児が安全・安心に学ぶことができる多様性を尊重した学級経営の推進
- 学級全体に対する分かりやすい指導の工夫(学びの過程において考えられる困難さに対する指導・支援の実施)
- 本人及び保護者等の合意形成に基づく合理的配慮の提供
- 特別支援教育コーディネーター等との連携・協力の強化による指導・支援の充実
- 障害のある幼児の「個別の(教育/保育)支援計画」・「個別の指導計画」の作成及び活用の推進
- 2 共に尊重し合いながら協働 して生活していく態度を育む交 流及び共同学習の充実
- 豊かな人間形成に資する交流及び共同学習の充実
- それぞれの幼児にとって意義があり、充実した時間を過ごすことができる活動内容の充実
- 幼稚園教育活動の一環としての計画的・継続的な取組

|添2参照

- 3 校種間及び関係機関等との切れ目ない支援の充実
- ○「個別の教育支援計画」を活用した校種間及び関係機関との連携の強化
- センター的機能を活用した組織的・継続的な連携・協働体制の推進
- 特別支援教育推進リーダーを活用した地域ネットワークの形成

具現化のための取組

幼児教育施設における

特別な配慮を必要とする幼児の個別の教育/保育支援計画の作成について

個別の(教育/保育)支援計画とは

- 障害者基本計画における個別の支援計画のうち教育機関が中心と なって策定する計画
- 長期的な視点に立った幼児期から学校卒業後までの一貫した支援 (園・家庭・地域生活)を行うための計画

作成の意義

- 現在行われている支援を次の教育機関等へ引き継ぐためのツール
- 家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携する際の情報共有 ツール

活用の有用性

- 就学時、小・中・高・特の学校間、卒業時(進学・就職)における確実な引継ぎの促進
- 特別支援教育の着実な推進のために「個別の(教育/保育)支援計画」 の作成率向上・活用促進は重要な視点



個別の教育支援計画 保護者向けリーフレット



個別の教育支援計画 活用ガイドブック

|作成推進に向けた取組

2025年7月頃:

2025年9月頃

2026年3月末

作成率調査

未作成の幼児教育施設を訪問し、個別に支援を実施

作成状況について、未作成の幼児等がいる幼児教育施設を訪問し、個別の(教育/保育)支援計画作成の意義等の説明を行い、職員・保護者の理解促進を図る。

作成率 **100**%

特別支援教育巡回相談について

県立特別支援学校の特別支援教育巡回相談

● 県立特別支援学校の巡回相談員が園だけでは解決が難しい特別支援 教育に関する課題の解決をお手伝いします。

主な相談内容

- 支援・指導に関する助言(子供の実態把握や評価、個別の(教育/保育)支援計画や個別の指導計画作成に係る助言、ケース会議での助言を含む)
- 園内支援体制の構築に係る助言
- 特別支援教育に関する研修会や教育・保育研究に係る研究協議会等での講師
- 就学・進学に関する支援や情報提供 等

特別支援教育巡回相談の依頼

- 市町村教育委員会管下の園 → 市町村教育委員会へ
- 上記以外の園 → 直接お近くの県立特別支援学校へ



県内の県立特別支援学校の配置状況は<u>「みんなとともに~茨城の特別</u> 支援教育」を参照してください。